

中小企業災害復旧融資の利子を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業災害復旧融資利子助成金とは

災害により被害を受けた中小企業者が、金融機関等から事業を再建するために復旧資金（県資金等）の融資を受けた場合の利子分について助成するものです。

◆対象となる方は

栗原市に本社または主たる事業所を有し、融資機関から復旧資金（県資金等）を借り入れた事業者

◆利子助成率は

- 借入から1年間は融資にかかる利子相当額
- 借入から2年目以降5年目までは貸付金利の2分の1以内

◆利子助成対象限度額は 3,000万円

◆利子助成期間は

資金を借入した日から5年間

◆申請に必要なものは

申請書、金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し

◆申請期間は 令和5年4月30日まで

3. 経済・生活面の支援

水道料金を減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆水道料金の減免とは

下記の「対象となる方」の8月・9月請求分（6月・7月使用分）の水道料金を減免するものです。

◆対象となる方は

災害により居住する住宅が被災し、り災証明書の発行を受けた水道使用者

◆減免内容

被災住宅の洗浄に要した水量相当分の水道料金を減免します。

※6月・7月の使用水量と前年同期の使用水量を比較し、前年水量を超えた水量に相当する水道料金を減免します。

◆申請に必要なものは

申請等の手続きは必要ありません。

下水道・農業集落排水・ 合併処理浄化槽使用料を減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽使用料の減免とは

下記の「対象となる方」の8月・9月請求分（6月・7月使用分）の下水道等使用料を減免するものです。

◆対象となる方は

災害により居住する住宅が被災し、り災証明書の発行を受けた下水道等使用者

◆減免内容

被災住宅の洗浄に要した水量相当分の下水道等使用料を減免します。

※6月・7月の使用水量と前年同期の使用水量を比較し、前年水量を超えた水量に相当する下水道等使用料を減免します。

◆申請に必要なものは

申請等の手続きは必要ありません。